

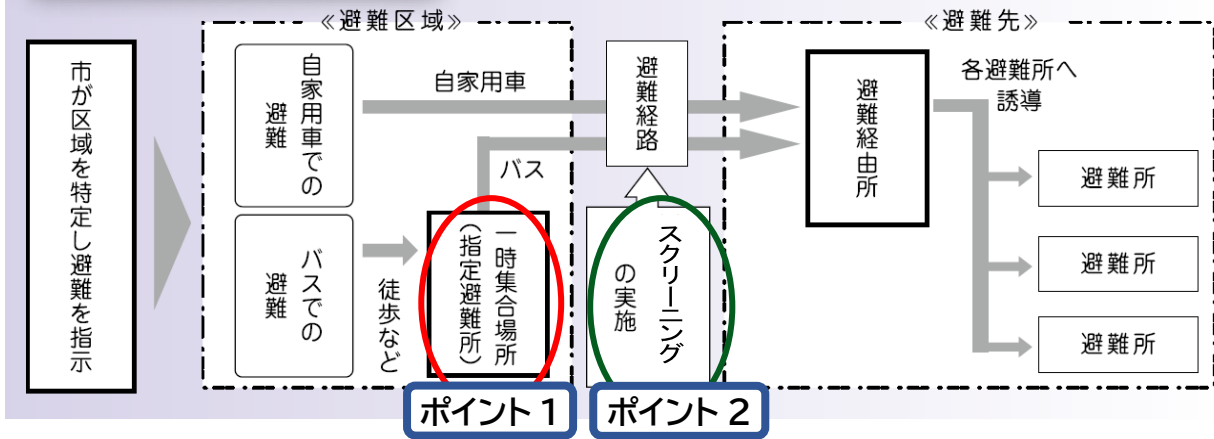
主な改定のポイント

◆ 今般の改定は、これまで国や県、関係市町村等と協議を進めてきた以下の2点が主な改定内容。

- 1 安定ヨウ素剤の配布及び配備体制、緊急配布場所等の修正
- 2 スクリーニング・簡易除染の実施体制等を新たに記載

原子力災害時における市民の防護措置（避難する際の流れ）において、「安定ヨウ素剤の配布」と「スクリーニングの実施」に係る体制が整理され、市民の一連の避難行動が示されることになったことを踏まえ、本計画に反映するもの。

避難する際の流れ



ポイント1 安定ヨウ素剤の配布及び配備体制、緊急配布場所等の修正

- ・ 県が市町村、医療機関等と連携し、安定ヨウ素剤の配布及び配備体制を整備することやUPZで事前配布を推進することなどを新たに記載。(別冊P.33)
- ・ 配備場所は現状に合わせてUPZの区総合事務所等に修正。(別冊P.35)
- ・ 安定ヨウ素剤の緊急配布は、バスで避難する人は「①一時集合場所」、自家用車で避難する人は「②スクリーニングポイント」での実施を新たに記載。(別冊P.35)

【①バスで避難する人の緊急配布場所（一時集合場所）】

地区	配備場所	緊急配布場所(一時集合場所)
柿崎区	柿崎区総合事務所	① 柿崎保健センター、② 久比岐高等学校、③ 柿崎中学校、④ 柿崎体育館、⑤ 上下浜小学校、⑥ 柿崎総合体育館、⑦ 下黒川小学校、⑧ 公民館黒川分館
吉川区	吉川区総合事務所	⑨ 源地域生涯学習センター、⑩ 吉川小学校、⑪ 吉川スカイピア遊ランド、⑫ 吉川旭地域生涯学習センター
大潟区	大潟区総合事務所	⑬ 上越体操場ジムリーナ、⑭ 大潟体育センター
大島区	大島区総合事務所	⑮ 大島旭農村環境改善センター
浦川原区	浦川原区総合事務所	⑯ 旧中保倉小学校
合併前上越市	木田庁舎	-
計	6か所	16か所

【②自家用車で避難する人の緊急配布場所】 スクリーニングポイント

【配備場所及び数量】

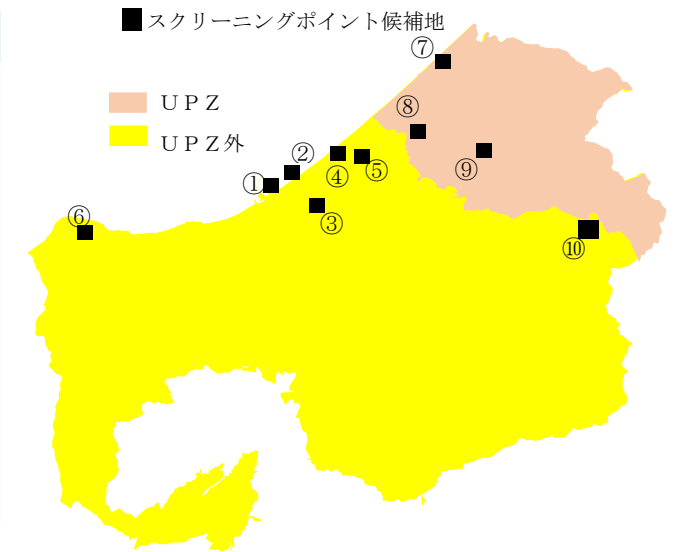
NO.	施設名	UPZ内人口 (令和2年4月1日現在)		保管数量 (保管数量は各区総合事務所の全職員分を含む)	
		3歳以上	3歳未満	錠剤 (3~12歳 × 1錠) (13歳~ × 2錠)	ゼリー剤 (× 1包)
1	柿崎区総合事務所	9,138	131	19,600	290
2	吉川区総合事務所	3,900	39	8,500	90
3	大潟区総合事務所	532	8	1,200	30
4	大島区総合事務所	176	1	400	10
5	浦川原区総合事務所	3	0	100	0
6	市役所木田庁舎	-	-	200	-
計		13,749	179	30,000	420

場 所	配備数量		粉剤(g)
	(UPZ内)	(UPZ外分)	
上越地域振興局健康福祉環境部	60,000	85,000	1,000

ポイント2 スクリーニング・簡易除染の実施体制等を新たに記載

- ・ 「新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル」に基づき、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的に実施する検査を「スクリーニング」としたほか、実施主体、除染を行う判断基準、実施場所など、県の計画を反映。(別冊P.36)
- ・ 市内10か所を含む県内スクリーニングポイント候補地を新たに記載。(別冊資料P.10)

No.	施設名	所在地
①	直江津港南ふ頭緑地公園(みなと風車公園)	直江津区
②	直江津港東ふ頭緑地施設	直江津区
③	南部産業団地	頸城区
④	国道8号 渋柿浜簡易PA駐車場	大潟区
⑤	北陸道 大潟PA(上り)	大潟区
⑥	北陸道 名立谷浜SA(上り)	谷浜・桑取区
⑦	柿崎総合運動公園	柿崎区
⑧	大潟区総合事務所・大潟地区公民館	大潟区
⑨	道の駅よしかわ社氏の郷・吉川ゆたりの郷	吉川区
⑩	大島就業改善センター・大島区総合事務所	大島区



その他 県広域避難計画等の改定を踏まえた修正

- ① 「自然災害との複合災害時における対応」の基本的な考え方を新たに記載【別紙資料1-1】
- ② 「感染症の流行下における対応」について新たに記載【別紙資料1-2】
- ③ 緊急事態区分等の表記の適正化【別紙資料1-3】
- ④ 避難等の実施（避難手段の確保）に係る修正【別紙資料1-4】
- ⑤ 要配慮者等の避難体制に係る修正【別紙資料1-5】